

## 平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省25-15)

政策分野名 【施策名】	水産資源の回復								担当部局名	水産庁 【管理課/栽培養殖課/国際課】			
政策の概要 【施策の概要】	<p>我が国周辺の「身近な自然の恵み」が国民の食生活等において十分活用されるようにしていくことが重要であり、そのためには、水産資源の持続的利用を確保すること等により、我が国の水産物の自給力を維持・強化することが不可欠である。</p> <p>この中、水産資源の持続的利用の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①我が国排他的経済水域(注1)における資源管理の強化</li> <li>②国際的な資源管理の推進</li> </ul> <p>の施策を行う。</p>								政策評価体系上の位置付け	水産物の安定供給と水産業の健全な発展			
政策に関する内閣の重要政策	水産基本計画(平成24年3月23日閣議決定) 第2の2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化								政策評価実施予定期	平成26年8月			
施策(1)	我が国排他的経済水域等における資源管理の強化												
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を、基本的に全ての漁業者の参画を得て全国的に推進するほか、親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する資源造成型栽培漁業(注2)の推進、環境負荷の少ない持続的な養殖業(注3)による漁場環境の改善の推進等により、我が国排他的経済水域等における資源管理の強化を図る。												
目標① 【達成すべき目標】	資源管理の推進												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
(ア) 中位又は高位水準(注4)の魚種の比率	56.80% 平成20～24年度平均	過去直近5ヵ年の指標の平均値より増大	各年度	過去直近5ヵ年(18～22年度)の指標の平均値(53.1%)より増大	過去直近5ヵ年(19～23年度)の指標の平均値(55.6%)より増大	過去直近5ヵ年(20～24年度)の指標の平均値(55.6%)より増大	過去直近5ヵ年の指標の平均値(56.8%)より増大	過去直近5ヵ年の指標の平均値より増大					
目標② 【達成すべき目標】	種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立												
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
(ア) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量	1,713千トン 平成22年度	1,739千トン 平成34年度	-	1,717千トン	1,720千トン	1,722千トン	1,724千トン						

		(イ) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画(注5)策定海面における生産量の割合	76.1%	平成22年度	90.0%	平成34年度	-	78.4%	79.6%	80.7%	81.9%	漁場環境の悪化を防止し、持続的な養殖生産を実現するため、養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を高める必要があることから、「海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」を測定指標として選定した。 目標値については、より一層の養殖漁場の改善を促進するためには、平成22年度76.1%である当該割合を、資源管理・漁業経営安定対策と連携し平成34年度までに90%の水準まで高めることとしたところである。 各年の目標値については、前年度の目標値に平成22年度から平成34年度までの増加目標13.9%を12年で除した数値(1.16%)を加えた値として選定した。			
	施策(2)	国際的な資源管理の推進													
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	国際機関(注6)や二国間の漁業協力等を通じて公海域等における資源管理の推進及び海外漁場の確保を図るとともに、資源を共有する周辺諸国・地域との連携・協力を強化することにより、国際的な資源管理を推進する。													
	目標① 【達成すべき目標】	国際機関や二国間の漁業協力等を通じた国際的な資源管理の推進													
	測定指標	基準値 平成24年度	目標値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					
	(ア) 国際機関による資源管理対象魚種及び漁業協定数	87魚種 52協定	平成24年度	対前年増又は同数	各年度	対前年(22年度:87魚種、52協定)増又は同数	対前年(23年度:87魚種、52協定)増又は同数	対前年増又は同数	対前年増又は同数	対前年増又は同数	水産資源の国際的な資源管理については、関係国が協力して、資源評価、漁獲努力量の管理やIUU(注7)(違法・無報告・無規制)漁船対策等を積極的に進めいく必要があることから、水産資源の適切な保存及び管理を目的とする「国際漁業機関による管理対象魚種の数」と関係国との間で締結する「漁業協定数」を測定指標とし、その維持・増加を目標とする。 なお、本指標のうち、資源管理対象魚種数は国際漁業機関において規制が行われている魚種の数であり、漁業協定数は、政府間協定及び我が国民間と相手国政府との漁業協定の数である。				
	政策手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額) 23年度 [百万円]	25年度 当初予算額 [百万円]	24年度 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等							平成25年行政事業レポート 事業番号		
	(1) 漁業法 (昭和24年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図るため、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者等を主体とする漁業調整機構の運用によって、水面を総合的に利用する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	
	(2) 海洋水産資源開発促進法 (昭和46年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業の健全な発展と水産物の供給の安定に資するため、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を促進する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	
	(3) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を図り、漁業の発展と水産物の供給の安定を目的とする。 漁獲可能量の適切な管理等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	
	(4) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律 (平成8年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	我が国排他的経済水域における外国人による漁業等に対する許可等を行い、その漁獲枠を適切に管理することで資源管理の着実な実施が可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	
	(5) 外国人漁業の規制に関する法律 (昭和42年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	外国人が漁業に関してする我が国の水域の使用の規制について必要な措置を定めることにより、我が国漁業の正常な秩序の維持(資源管理等)に支障を生ずるおそれがある事態に対処することが可能となる。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	
	(6) 漁船法 (昭和25年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	漁業の合理的な発展のため、漁船の建造等の許可制度及び登録制度により管理し、かつ、漁船の検査及び試験を行い、漁船の性能の向上を図り、漁船の大きさ(トン数)や性能を管理することにより、水産資源の乱獲を防止し、水産資源の保護及び漁業調整に寄与する。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。							—	

(7) 水産資源保護法 (昭和26年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア)	水産資源の保護培養を図り、かつ、その効果を将来にわたって維持することを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進に寄与する。	—
(8) 沿岸漁場整備開発法 (昭和49年)	—	—	—	—	(1)-①-(ア) (1)-②-(ア)	水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進するための措置を講ずることを目的とする。 これにより、資源管理・回復の着実な推進及び主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	—
(9) 持続的養殖生産確保法 (平成11年)	—	—	—	—	(1)-②-(ア) (1)-②-(イ)	漁協等による養殖漁場の改善を促進及び特定の養殖水産動植物の伝染性疾病的まん延の防止のための措置を講ずることを目的とする。 漁場改善計画を策定し、養殖漁場の改善・維持に取組むことにより、持続的な養殖生産の確保に寄与する。	—
広域資源管理強化推進事業 (平成25年) (主)	—	—	173	(1)-①-(ア)	水産物の安定供給確保のため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づく漁獲可能量(TAC)制度や漁獲努力量(TAE)制度を的確に運用するための漁獲量等の集計・解析及びデータベースシステムの保守管理等を行い、漁獲可能量制度等を的確に運用することで、我が国排他的経済水域における水産資源の適切な保存及び管理に寄与する。	新25-0041	
資源管理指針等推進事業 (平成23年度) (主)	86 (79)	67	52	(1)-①-(ア)	資源管理計画等の作成・見直しを進めるための漁業者協議会の開催等に対する支援や、計画等の作成・見直しにあたって資源管理措置に関する調査・分析、改善方策の検証等に関する調査を行い、資源管理計画等の推進に係る体制整備等を進めることによって、水産資源の管理・回復への取組に寄与する。	0254	
資源管理体制推進事業 (平成23年度) (主)	578 (406)	520	445	(1)-①-(ア)	漁業者の資源管理の取組に対する履行確認等を行い、資源管理の推進母体となる都道府県資源管理協議会を対象に、会の運営に必要な経費を支援し、資源管理指針・資源管理計画体制の構築を図ることで、基本的に全ての漁業者が計画的な資源管理を行える環境を整え、水産資源の管理・回復への取組の推進に寄与する。	0251	
船舶運航に要する経費 (-年度) (主)	11,057 (10,725)	14,495	13,206	(2)-①-(ア)	我が国周辺水域等において、漁業取締船による外国漁船及び日本漁船の漁業取締り等を実施することにより、水産資源の適切な保存及び管理の推進に寄与する。また、漁業調査船による調査を通じ、海洋生物資源・漁場・海洋環境に関する知見を蓄積することにより、水産資源の適切な管理と持続的な利用の確保に寄与する。	0234	
漁業資源調査に要する経費 (平成18年度) (主、関連:25-19)	2,540 (2,442)	2,514	2,333	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	我が国周辺水域の主要魚種及び公海等で漁獲される国際漁業資源について、調査・解析等を実施し、適切な資源管理に必要な科学的知見を国や地域漁業管理機関等に提供する。 このことにより、科学的根拠に基づく適切な資源管理が可能となり資源の維持・増大が図られ、資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率維持・増大につながり、水産物の安定供給に寄与する。 また、各種国際漁業資源について資源状況及び動向要因を把握し、資源評価を行うことで、国際機関等における交渉で、科学的知見をもって議論を主導できるようになることから、適切な国際的資源管理体制の確立や我が国への安定供給に寄与する。	0241	
赤潮・貧酸素水塊対策事業 (平成20年度) (主、関連:25-19)	147 (146)	140	238	(1)-②-(ア)	赤潮・貧酸素水塊の発生監視をするモニタリング調査や赤潮・貧酸素水塊の発生・増殖機構等の解明及び漁業現場で役立つ同定・防除手法の研究開発を実施することにより、赤潮・貧酸素水塊による漁業被害を軽減・防止することが可能となり、国内の水産業(特に養殖業)の生産量の回復・確保に寄与する。	0244	
漁場環境・生物多様性評価手法関連事業 (平成20年度) (主、関連:25-19)	146 (140)	116	21	(1)-②-(ア)	沿岸域、中でも藻場・干潟は、多種多様な生物の産卵・生育の場であるとともに、有機物の分解等の物質循環を担う場であり、漁業にとって非常に重要な場である。このような藻場・干潟の漁場環境や生物多様性を維持・向上させるため、現場で活用できる簡易な生物多様性評価手法を開発することにより、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。	0250	
漁業調整委員会等交付金 (昭和60年度) (主)	192 (192)	191	189	(1)-①-(ア)	漁業調整委員会等が、漁業法をはじめとする漁業関係法令に規定する事項を処理するために必要な基礎的経費を交付。 漁業調整委員会等の活動を通じ、各地域での資源回復計画や資源保護の取組が進むことにより、水産資源の回復に寄与する。	0237	
強い水産業づくり交付金 (資源管理目標) (平成17年度) (関連:25-15、16)	10,680 (2,619)	9,036	6,138	(1)-①-(ア)	水産物の安定供給のため、漁場利用上のトラブル等が広域的に問題となっている地域に関する実態調査やその漁場利用調整に関する関係者間の協議、国際漁場に隣接する境界水域における操業の管理の徹底、外国漁船とのトラブル防止のための操業指導等の都道府県の取り組みに対して支援することにより、水産資源の回復に寄与する。	0286	

(19) 再編整備等推進支援事業 (平成21年度) (関連:25-16,19)	156 (156)	125	100	(1)-①-(ア)	資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組が確実に行われるよう、減船等に対する支援を実施。本事業を実施することにより、漁業経営等への影響を緩和しつつ、我が国周辺水域における水産資源の管理及び回復並びに漁業生産構造の再編整備の円滑な推進に寄与する。	0249
(20) 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (平成19年度) (主、関連:25-19)	722 (722)	578	504	(1)-②-(ア)	大型クラゲ等の有害生物について、日本近海の出現状況調査、情報提供、改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査、トドの効果的な追い払い方法の実証試験、出現実態や生態の把握等を総合的に支援する。これにより、漁業被害が防止され、水産資源の回復、生物多様性保全に寄与する。	0242
(21) 漁場油濁被害対策費 (昭和49年度) (主)	59 (41)	53	43	(1)-②-(ア)	原因者が判明しない漁場油濁被害を受けた漁業者に対し、救済金の支給や漁業者が実施した防除清掃活動に要した費用の支弁を行うとともに、被害額の審査認定及び講習会の開催等油濁防止対策を実施することにより、被害漁業者の迅速な救済を図り、漁業者の経営安定に資する。併せて汚染漁場の回復に寄与する。	0235
(22) 持続的漁業確保対策事業 (平成20年度) (主、関連:25-19)	20 (20)	17	83	(2)-①-(ア)	ワシントン条約、生物多様性条約といった環境関連国際会議において生物多様性保全の議論が活発化していることを受け、これらの議論が漁業活動の制限及び水産資源の持続的利用の阻害などに繋がらないよう、国際議論への適切な対応、漁場環境における生物多様性保全に配慮した漁業を推進するための調査・研究開発などをを行うことにより、水産資源の適切な国際的管理と持続可能な利用の確保に寄与する。	0247
(23) 漁場環境・生物多様性技術開発関連事業 (平成21年度) (主、関連:25-19)	565 (536)	478	416	(1)-②-(ア)	有性生殖による種苗生産技術、移植・保全・モニタリング等、一連のサンゴ増殖技術を確立し、各地域への普及を図ることにより、多様な水産動植物の生息場となるサンゴ礁の保全・再生が図られる。また、水産生物の生活史に対応した広域的に連携する漁場環境形成手法の検討や各生活史段階に応じた漁場機能を強化する技術の開発・実証・普及を行うことにより、漁場の連続性を確保した漁場環境の形成が促進される。また、製作が簡易でかつ木材の利用率が高い増殖礁の技術開発、実証試験、普及活動に対する支援を行い、水産生物の良好な生息環境空間を創出することにより、水産資源の生産力を底上げし、水産資源の維持・増大に寄与する。	0248
(24) 内水面漁業振興対策事業 (平成15年度) (主、関連:25-19)	304 (293)	210	352	(1)-②-(ア)	河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、溪流魚の著しい減少による遺伝的多様性の低下、疾病的発生やカワウ・外来魚による被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これを解決するための技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量を維持・回復し、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保、生物多様性保全に寄与する。	0239
(25) 飼養対策 (平成15年度) (主)	477 (456)	339	201	(1)-②-(ア)	我が国の漁業生産量がピーク時から半減する中で、水産物の養殖を一層推進し、養殖による国内市場への安定供給の確保を図ることや、消費者の安全や品質への要求水準の高まりの中で、効率的かつ、消費者ニーズに対応した養殖生産を推進することにより、主な栽培漁業対象魚種の生産量の確保に寄与する。	0238
(26) 増殖対策 (平成23年度) (主)	375 (346)	303	262	(1)-②-(ア)	高品質な広域種資源の増殖のため適地放流手法を開発し、効果的な水産資源の回復を図るとともに、効率的・効果的な放流種苗の確保に必要な共同種苗生産・放流体制の構築を図ることにより、主な栽培漁業対象魚種の生産量の確保に寄与する。	0252
(27) 有明海漁場環境改善技術開発事業 (平成20年度) (主)	345 (345)	310	322	(1)-②-(ア)	有明海沿岸各地の様々な特性に対応し、関係漁業者等による実施を目的とした漁場環境改善・維持のための技術開発等を実施。開発された技術を普及することにより、漁場環境の改善が期待され、主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保に寄与する。	0243
(28) 地球温暖化対策推進費 (平成20年度) (主、関連:25-19)	82 (77)	63	52	(1)-②-(ア)	藻場・干潟等の炭素吸収機能の評価等を行うとともに、高水温耐性等を有する養殖品種の開発を行うことにより、地球温暖化の進行防止及び地球温暖化による水産業への影響の回避・低減に寄与する。	0246

(29) 国際漁業・輸入管理強化推進事業費 (平成23年度) (主)	435 (428)	298	400	(2)-①-(ア)	まぐろ類等の資源管理は、地域漁業管理機関を通じて関係各国が協力して実施しており、生産・消費の双方において責任ある立場に置かれている我が国は、地域漁業管理機関に加盟し、国際的な資源管理措置に取り組んできたところであり、本事業の実施により、適正な資源管理措置を実施し、我が国の漁獲枠の確保・維持を図る。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるまぐろ類の保存及び管理並びに漁業関連協定の維持に寄与する。	0253
(30) さけ・ます陸揚検査事業費 (平成23年度) (主)	14 (14)	12	10	(2)-①-(ア)	今後とも日ロ漁業関係を維持し、我が国さけ・ます漁業の安定的な継続を図るために、陸揚げ検査による取締りを通じた当該漁業の適正な漁獲管理体制を構築する。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるさけ・ます類の保存及び管理並びに日ロ漁業関連協定の維持に寄与する。	0256
(31) さけ・ます漁業協力事業費補助金 (昭和53年度) (主)	134 (134)	55	75	(2)-①-(ア)	コシア連邦の河川で産卵する溯河性魚類資源の保護、再生産及び維持を図ることにより、日ロ間の漁業協力関係を通じた友好関係をより一層深めるとともに、我が国さけ・ます漁業の安定的継続を図る。 本事業を確実に実施することにより、国際機関による資源管理対象魚種であるさけ・ます類の保存及び管理並びに日ロ漁業関連協定の維持に寄与する。	0236
(32) 海外漁場持続的操業確保連携強化事業(平成23年度) (主)	49 (49)	47	47	(2)-①-(ア)	我が国周辺国との間の民間レベルでの資源管理の推進や、持続的漁業の推進を支持する各国関係者との連携強化を支援するものであり、国際的な水産資源の管理の推進に寄与する。	0255
(33) 国際機関を通じた農林水産業協力拠出金(昭和48年度) (関連:25-4,19)	1,951 (1,951)	1,706	1,563	(2)-①-(ア)	東南アジア漁業開発センター等の国際機関へ資金を拠出するものであり、国際的な水産資源管理の推進に寄与する。	0065
(34) 国際分担金 (昭和26年度) (関連:25-4)	374 (292)	350	341	(2)-①-(ア)	中西部太平洋まぐろ類委員会等の地域漁業管理機関の加盟国として支払う必要のある分担金であり、地域漁業管理機関の加盟国として貢献することにより、国際的な資源管理の推進に寄与する。	0064
(35) 捕鯨対策 (平成16年度) (主)	1,344 (1,344)	1,611	1,326	(2)-①-(ア)	鯨類の資源評価に必要な科学的数据を収集するため、南極海及び北西太平洋において鯨類の科学的調査等を実施するものであり、鯨類の国際的な資源管理の推進に寄与する。	0240

(注1)「補正後予算額」欄及び「25年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。  
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

## 参考資料

### 1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

	目標①	指標(ア)	把握の方法	独立行政法人水産総合研究センターが実施する我が国周辺水域資源調査により把握。
			達成度合の判定方法	指標の直近5カ年の平均値より、伸び率が、おおむね有効:2.5%≤実績値－平均値、有効性の向上が必要:0%≤実績値－平均値<2.5%、有効性に問題:実績値－平均値<0%とする。
施策(1)	目標②	指標(ア)	把握の方法	主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握。
			達成度合の判定方法	達成率=(直近3年間の実績平均値－22年度基準値)÷(当該年度の目標値－22年度基準値)×100% Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
	指標(イ)	把握の方法	漁場改善計画策定海面での生産量を都道府県を通じて把握。	
		達成度合の判定方法	達成率=(当該年度の実績値－22年度基準値)÷(80%－22年度基準値)×100% Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満	
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	水産庁国際課調査により把握。
			達成度合の判定方法	国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大目標値を上回るときはおおむね有効、その他のときは有効性に問題があるとする。

### 2. 用語解説

注1 排他的経済水域	沿岸国の領海基線から200海里(約370km)までの海域(領海部分を除く)であって、この海域における生物資源、海底資源の採取や管理等に関して、当該沿岸国に主権的権利が及ぶとされる海域。
注2 栽培漁業	水産資源の維持・増大と漁業生産の向上を図るために、有用水産動物について種苗生産、放流、育成管理等の人為的手段を施して資源を積極的に培養しつつ、最も合理的に漁獲する漁業のあり方。
注3 持続的な養殖業	魚類養殖の際にサンマ等の生餌を過剰に使うことにより、漁場環境が悪化し、養殖魚の病害の発生、赤潮の発生等の原因となることから、継続的に養殖ができるような漁場環境を維持すること。
注4 中位または高位水準	水産資源の資源評価を行うに当たって、過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から「高位・中位・低位」の3段階で区分した水準のうち中位または高位にあるもの。
注5 漁場改善計画	養殖漁場環境の維持・改善を通じて持続的な養殖生産を確保するため、漁業者自らが対象となる水域及び養殖の種類を定め、施設や体制の整備などを図るための計画。
注6 国際機関	ある一定の広がりをもつ水域の中で、漁業管理をするための条約に基づいて設置された機関。関係国の参加により、対象水域における対象資源の保存・管理のための措置を決定する。
注7 IUU	IUUとは、Illegal Unreported and Unregulated(違法・無報告・無規制)の略称。